

高山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要について

1. 改正内容

(1) 退職者医療制度の廃止（第9条の3～第18条の4）

退職者医療制度は平成20年度の医療制度改革で廃止され、経過措置として平成26年度末時点の対象者が65歳になるまで制度を存続するとしていたが、全国的に対象者が激減し、財政調整効果が実質喪失していることを踏まえ、令和5年度を以て経過措置を終了する。

※退職者医療制度：長年会社などに勤めて退職し、年金受給権者となった方とその被扶養者の方が国民健康保険に加入した場合、対象者に係る医療給付費から保険料を差し引いた部分を被用者保険の保険者からの拠出金で賄う制度

(2) 保険料の賦課限度額の見直し（第13条の6の12）

区 分	改 正 前	改 正 後
基礎賦課限度額	65万円	65万円
後期高齢者支援金等賦課限度額	<u>22万円</u>	<u>24万円</u>
介護納付金賦課限度額	17万円	17万円
合 計	<u>104万円</u>	<u>106万円</u>

(3) 低所得世帯に対する保険料軽減判定基準額の見直し

（第18条第1項第2号及び第3号）

区 分	改 正 前	改 正 後
5割軽減基準額	基礎控除額(43万円)+29万円 ×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)	基礎控除額(43万円)+29.5万円 ×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)
2割軽減基準額	基礎控除額(43万円)+53.5万円 ×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)	基礎控除額(43万円)+54.5万円 ×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)

被保険者数：同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む

給与所得者等：給与の収入金額が55万円を超える者、65歳未満で年金等の収入金額が60万円を超える者及び65歳以上で年金等の収入金額が125万円を超える者

2. 適用

(1) の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(2) 及び(3) の規定は、令和6年度分の保険料から適用する。